

Windows OS 端末の使用に関する利用特約

株式会社大塚商会（以下「大塚商会」といいます）は契約者に対し、以下の特約（以下「本特約」といいます）に基づき、「たよれーる デバイスマネージメントサービス」（以下「本サービス」といいます）において、Windows OS 端末に対する基本サービスを提供します。

第1条（適用）

1. 本特約は、「たよれーる デバイスマネージメントサービス基本契約約款」（以下「原契約」といいます）に付帯して適用されるものとします。
2. 本特約の条項と原契約の条項が異なる場合は、本特約の条項が優先するものとします。
3. 前項の場合を除き、原契約の条項が適用されるものとします。
4. 本特約において別段の定めのない限り、用語の定義は原契約の定めに従うものとします。

第2条（Windows OS 端末に対する本サービスの利用条件）

1. 本サービスの対象となるのは、サービス仕様書に掲載されている Windows OS を搭載した Windows 端末（以下「対象端末」といいます）になります。
2. 本サービスの対象端末であっても、改造または改変した端末は保証の限りではありません。
3. 本サービスの対象端末であっても、すべての機能の動作を保証するものではありません。
大塚商会は、機能動作に関しては、トライアルでの確認を推奨します。
4. Windows OS における一括設定機能では、管理画面で行った各種設定を登録した対象端末にプッシュ型で配信するため、基本契約約款の第19条（本サービス 提供内容）の内容（iOS 端末の場合）とは異なります。
5. 対象端末がクラウドサービスのオンラインストレージをご利用中の場合、データ削除形式のリモートワイプ実行すると、同期されているクラウドサービス内のデータが削除される場合があります。リモートワイプのデータ削除を実行する前に、クラウドストレージサービスのご利用アカウントを停止する処置を必ず行ってください。
6. 端末の不具合並びに故障につきましては、本サービスの範囲外になりますので、ご契約の通信事業者または、端末のメーカーにお問い合わせください。

第3条（Windows OS 用エージェントアプリケーションの動作について）

1. 本サービスを利用するにあたって対象端末にインストールするエージェントアプリケーションは、同一ネットワーク上に接続された機器を検出する機能を有しています。管理者の選択によって当該機能を利用することができます。
2. 前項の検出機能を利用することにより生じるいかなる不具合・不利益についても、大塚商会は一切の責任を負いません。

2013年6月17日制定

2015年4月7日改訂